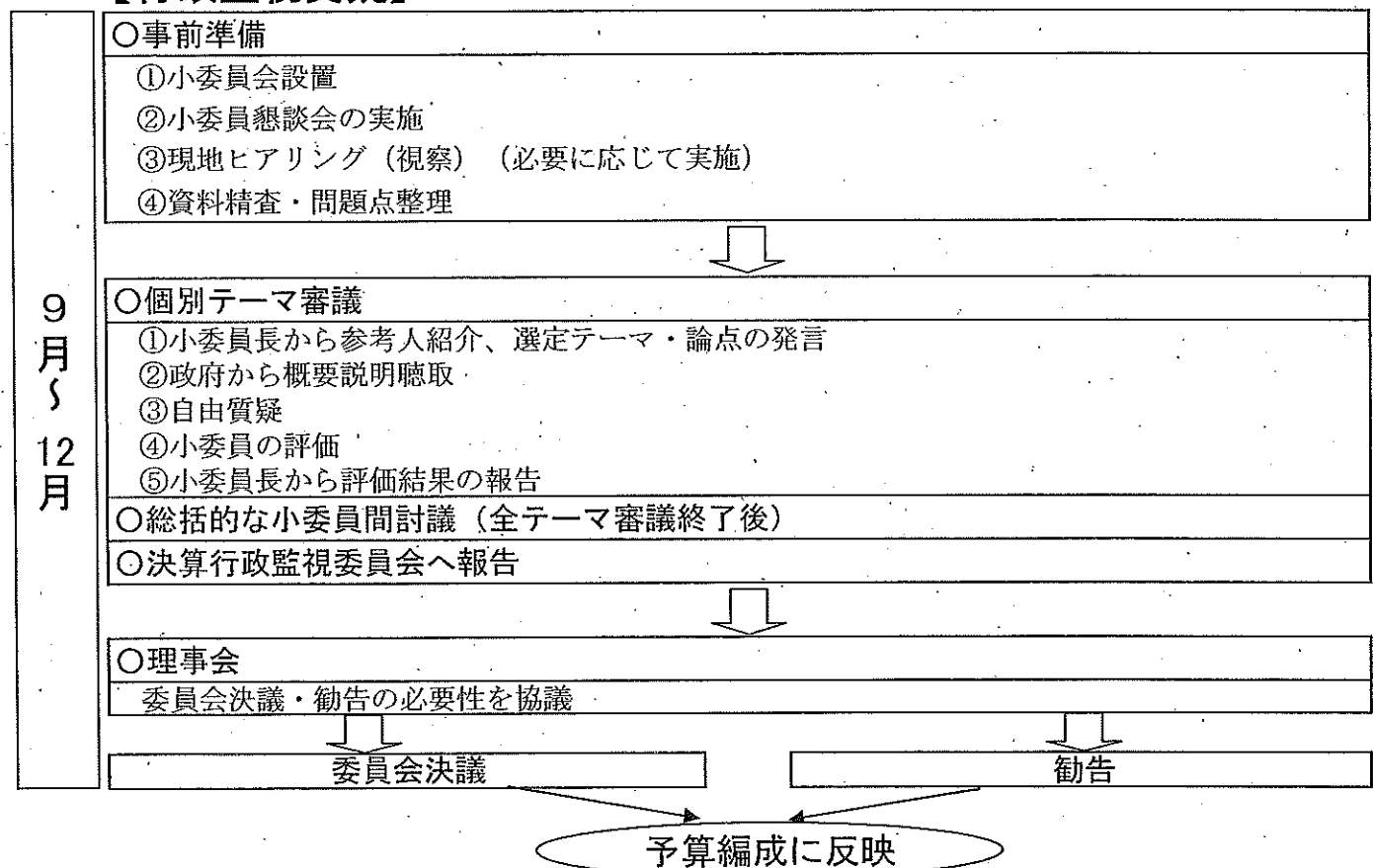


行政監視に関する審議

- 平成24年度 行政監視に関する審議の年間スケジュール
- 行政監視に関するテーマ選定の手順
- 行政監視に関する審議の事前準備（例）
- 行政監視に関する審議手順（例）
- 行政監視に関する小委員会 評価シート
- 行政監視に関する小委員会 評価集計表
- 行政監視における委員会決議・勧告の流れについて
- 行政監視に係る「委員会決議」・「勧告」
- 行政監視に関するフォローアップ質疑の手順

衆議院決算行政監視委員会
(平成24年4月18日 理事会決定)

【フォローアップ質疑】



行政監視に関するテーマ選定の手順

<政府からのインプット>

①理事会（懇談会）で行財政の効率化について政府から説明聴取

- *財務省、総務省、会計検査院より聴取
- △総予算（財務省）
「徹底した予算の効率化」（1月公表）
- △政策評価（総務省）
政策評価等の反映状況（6月公表）
- △会計検査（会計検査院）
決算検査報告（11月提出）とそれに先立つ随時報告、意見表示等

<委員会独自のインプット>

①日常の活動から問題を発見

- *政党の勉強会
- *国会議員個人の問題意識
- *調査室の日常の調査から抽出等

②理事間で、テーマ選定について、観点・方向性を協議

- *政府提出の具体テーマ、委員提案の具体テーマ、省庁横断的なテーマの検討

行政事業レビューシート等の整理

行政事業レビューシート等のないものは、「基本調査票」を作成

③「テーマ候補」（最大100テーマ程度）の行政事業レビューシート又は「基本調査票」の準備

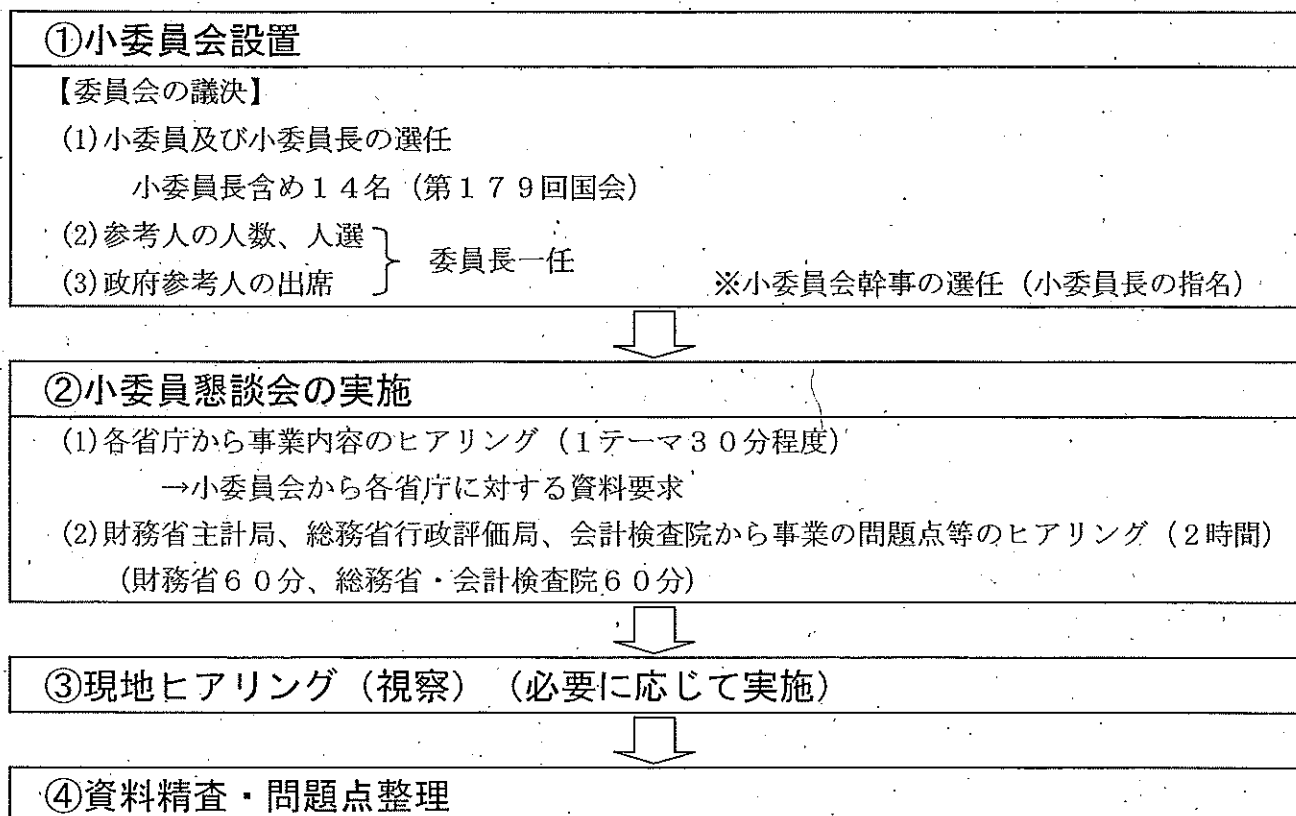
④理事間で、「テーマ候補」の絞り込み（20テーマ程度）

⑤絞り込んだ「テーマ候補」の「詳細調査票」を作成

- *理事会から政府に対し資料要求
- *「基本調査票」からの追加項目の例：アウトカム指標
特定関連会社、公益法人への支出等

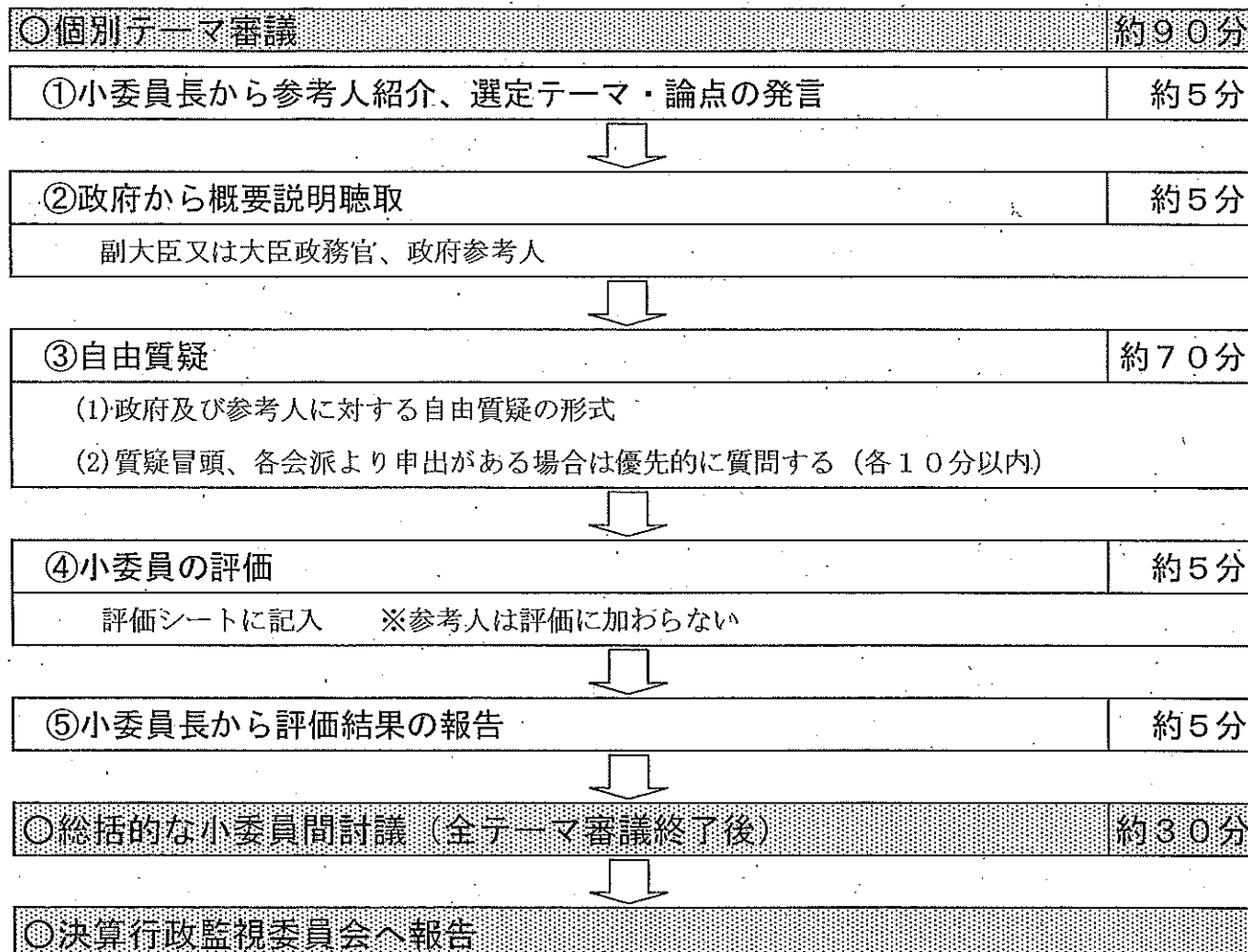
⑥理事間で、「詳細調査票」をもとにテーマを選定（4テーマ程度）

行政監視に関する審議の事前準備（例）



行政監視に関する審議手順（例）

※第179回国会の例



行政監視に関する小委員会

評価シート

評価者氏名

府省名	事業名	評価結果
そもそも必要か	国が実施すべきか	手法・規模は現行でよいか
そもそも不要	地方／民間が実施 (国が担う必要なし)	① 廃止 (ただちに廃止できない場合、経過措置 年で廃止)
実施の意義あり	国が実施	② 実施は各自治体／民間の判断に任せる
		③ 来年度の予算計上は見送り
		④ 予算要求の縮減または 組替・見直し (%程度を縮減)
		⑤ 組織・制度の改編
		見直し
制度・規制・組織の改廃が必要な場合の改善点	概ね 年以内	
⑥ 予算要求どおり	⑦ 予算の増額を検討する	

コメント

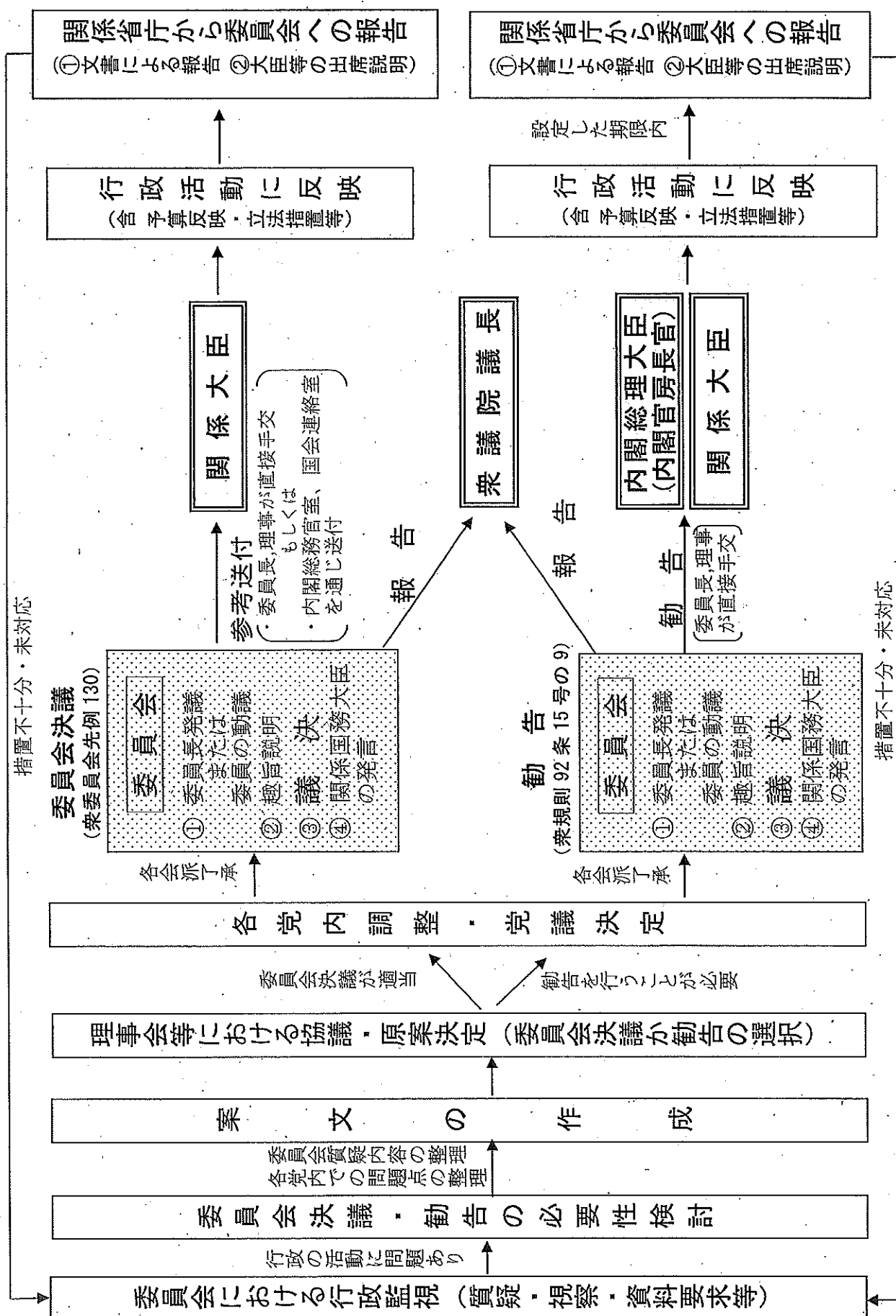
行政監視に関する小委員会

評価集計表

事業名

①廃止	人
②実施は各自治体・民間の判断に任せる	人
③来年度の予算計上は見送り	人
④予算要求の縮減 または 組替・見直し	人
⑤組織・制度の改編	人
⑥予算要求どおり	人
⑦予算の増額を検討する	人

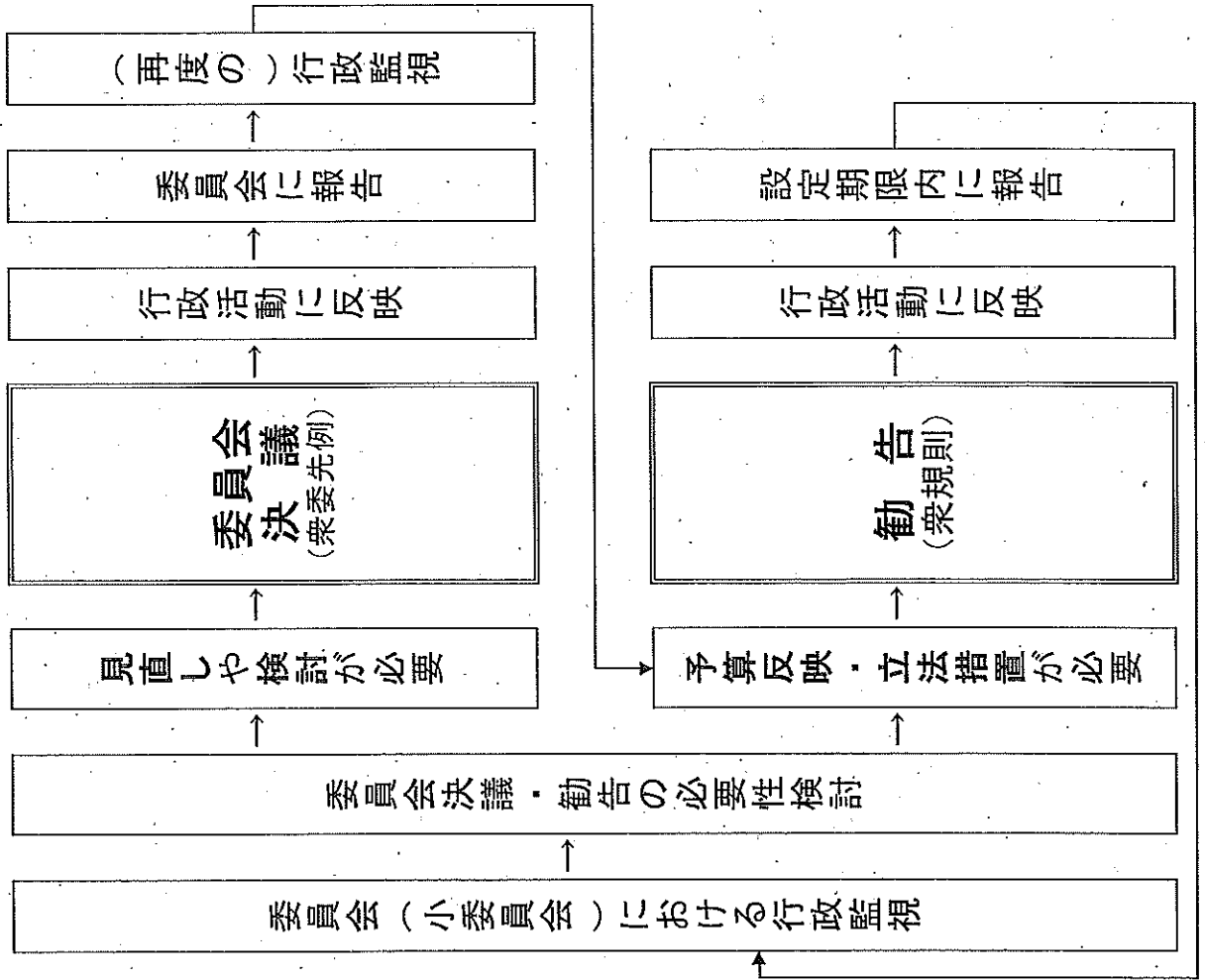
行政監視に係る委員会決議・勧告の流れについて



行政監視に係る「委員会決議」「勧告」

平成23年12月 8日
決算行政監視委員会

流れ



決議

・「委員会決議」は、政府に対し、行政の見直しや検討などを求めるものであり、委員会の要望等に沿った対応をとるよう促すもの。

勧告

・委員会の「勧告」は、政府に対し、予算反映や立法措置などの改善の実施を求めるものであり、委員会としての意思を申し渡すもの。

運用

・行政監視においては、重大性・緊急性・具体性の観点から「決議」「勧告」の必要性を吟味し、原則的には「決議」をもって政府に対応を求める。
・対応状況を報告させた後、再度、行政監視を行い、さらに改善措置を要すると判断された場合は「勧告」を行う。
・「決議」「勧告」については、委員会がフォローアップ（報告を受けて十分か判断）を行うことを基本とする。

行政監視に関するフォローアップ質疑の手順

①小委員会設置

【委員会の議決】

(1)小委員及び小委員長の選任

小委員長含め14名(第179回国会)

(2)参考人の人数、人選

(3)政府参考人の出席

委員長一任

※小委員会幹事の選任(小委員長の指名)

②小委員会開会

政府から委員会決議に対する報告聴取(4テーマ)

③小委員会開会(報告から約1週間後)

政府からの報告に対するフォローアップ質疑(4テーマ)

政府に対する自由質疑の形式

※政府は副大臣、大臣政務官、政府参考人

※1テーマの質疑時間は、原則、60分と定める。

ただし、政府の報告内容及び質疑状況によっては、小委員長の判断によるものとする。

④幹事会

フォローアップ質疑の結果について協議、委員会への結果報告

⑤理事会

勧告の必要性、再審議の必要性を協議

勧告の場合

(1)案文作成

(2)各党内調整・党議決定

(3)委員会において勧告

再審議の場合

臨時会等における行政監視質疑のテーマとして
検討する。